

領事出張サービス利用要領 《 オハイオ州コロンバス近郊 》

～ 2019 年 6 月 13 日／於 Embassy Suites – Columbus -Dublin, OH ～

会場・日時

Embassy Suites Hotel – Columbus -Dublin, Ohio

5100 Upper Metro Pl, Dublin, OH 43017 Front Desk Phone: 614-790-9000

● **会場が前回までと異なりますので、ご注意ください。**

2019 年 6 月 13 日(木) 午前 8 時から 11 時、および午後 12 時から 2 時

● **在留証明・署名証明の申請者のみ、ご来場時間を事前に調整します。**(詳細は、この利用要領 P.4 「1. 事前連絡」参照。) **それ以外の目的の方は、実施時間中でご都合の良い時にお越しください。**

実施項目 (原則、ミシガン州とオハイオ州ご在住者が対象です。それ以外の方は、事前にご相談ください。)

- ◇ 旅券(パスポート)の申請・交付 p.1
- ◇ 在外選挙登録申請 p.3
- ◇ 在留証明、および署名証明の申請 p.4
- ◇ 身分事項証明(英文の出生・婚姻・離婚・死亡証明書など)の交付 p.5
- ◇ 旅券所持証明の交付 p.5
- ◇ 在留届の受付
- ◇ 各種相談(戸籍・国籍関係、母子手帳の受け取りなど)

「ご注意ください」

遠隔地で実施される領事出張サービスについては、悪天候や交通状況等によりやむを得ず中止、または大きく予定が変更となる場合があります。このため、前日や当日に、当館 HP 等で最新情報をご確認の上、ご来場ください。また、前述のように、急きょ出張サービスが中止となった場合でも、ご予約の渡航等に影響が出ないよう、事前に十分余裕を持って旅券や証明等の各種お手続きをご申請いただきますよう、お願いいたします。

◇ 旅券(パスポート)の交付 : 領事出張サービス会場にて新旅券を受け取るまでの流れ

1. 領事出張サービスを利用する旅券申請・交付については、次の2通りの方法があります。

- (1) 事前に郵送による仮申請を行い、領事出張サービス会場で新旅券を受け取る方法
- (2) 当館窓口にお越しいただき申請を行い、領事出張サービス会場で新旅券を受け取る方法

以下に該当する方は郵送による仮申請はできませんので、必ず窓口にて申請を行ってください(ご来館の前に旅券担当までお電話ください)。

- 現有旅券を紛失(焼失)された方
- 旅券法第13条([こちら](#)) の各事項に該当する方

2. 旅券発給申請書の入手方法

郵送による仮申請には、まず以下の(1)、(2)のいずれかの方法で発給申請書を入手してください。

(1) パスポート申請書をダウンロードする場合

外務省ホームページから申請書をダウンロードすることができます。なお、これは電子申請が行えるというものではありませんので、ご注意ください。

a) 申請書は[こちら](#)からダウンロードでき、必要事項を入力の上、印刷(白黒・カラーともに可)ができます。

(当館ホームページ 》 手続・届出 》 パスポート 》 パスポート申請書ダウンロード)

b) 印刷すると2枚になります。**2枚とも申請者ご本人の署名欄があります。お忘れなくご署名ください。(この要領 P10～11 の記入例を参照)**

(2) 郵送等で申請書を入手する場合

次の2点を当館へ送付し、申請書を事前に入手してください。

a) 旅券申請書請求票 (この要領 p.7)

b) 返信用封筒 : \$1.40 以上の切手を貼り、返信宛先(氏名と住所)を記載してください。旅券申請書は折り曲げることができないため、返信用封筒の大きさは、A4 サイズの用紙が折り曲げずに入るものに限りです。

3. 申請書類一式の提出 (郵送仮申請の場合)

必要書類は[こちら](#)よりご確認ください。(※ パスポート原本は絶対に送らないでください。)

(当館ホームページ 》 手続・届出 》 パスポート 》 遠隔地居住者のための申請制度 》 領事出張サービス 》 (2))

また写真は国際規格に則ったものを提出いただくこととなりますので、当館 HP 等で事前にご確認ください。(特に、口を開けて歯が必要以上に見えるものや、顔の輪郭が毛髪で隠れているもの、眼鏡に照明が反射しているもの、眼鏡のフレームが目にかかっているもの等は不適当とされ受理できない場合がありますので十分ご注意ください。)

【注意】 申請書には2ヶ所の自署欄があります。特に申請書の裏面(ダウンロード申請書の場合は2枚目)の自署欄に不備がよく見られます。不備のある申請書は受理できませんので、この要領 p.10～11 (記入例) を必ずご覧ください。また詳細な記入例は当館 HP でご確認ください。

送付先: Consulate General of Japan 400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243 Attn.: 領事出張サービス(旅券)係

この領事出張サービスにて新旅券を受け取るための申請締切日:

2019 年 5 月 23 日(木) 当館必着

(申請締切日より後は申請をお受けできません。また締切日前であっても、当館事務処理上の都合より

先着100名で締め切らせていただきますので、あらかじめご了承ください。当館からの連絡(次項

4 を参照)をご確認ください。)

4. 申請受付確認(当館からの連絡)

【窓口申請の場合】申請を窓口で受理した時点で、「受理票」をお渡します。

【郵送仮申請の場合】申請を受け付けた旨、および領事出張サービス当日にお持ちいただくものの説明を、当館より E-mail で差し上げます。申請をお受けできない場合もお知らせいたします。申請書類発送から **10 営業日**が経過しても当館から連絡がない場合は、お問い合わせください。

5. 領事出張サービス会場での新旅券の受け取り

新生児も含め、旅券名義人ご本人が来場ください。代理人による受け取りはできません。

当日お持ちいただくものに関しては、窓口申請の場合は「受理票」を、郵送申請の場合は、当館からの E-mail をご参照ください。

【手数料】現金を避けて、マネーオーダー、カンパニーチェック、キャッシャーズチェックの形でご持参いただきますようご協力ください。申請時に支払うことはできませんので、必ずお受取りの際にお支払いください。

2019 年度(2019 年 4 月 1 日～2020 年 3 月 31 日)の旅券手数料

10 年用 \$145.00 5 年用 (12 歳以上) \$100.00 (12 歳未満) \$55.00

記載事項変更旅券 \$55.00

◇ 在外選挙登録申請の受付

1. 申請書

当日、会場に準備しますが、総務省ウェブサイトの「[在外投票関係書類様式](#)」からダウンロードし(リンク先の一番上の「在外選挙人名簿登録申請書(在外公館申請)」)、あらかじめ記入したものを当日、お持ちいただくこともできます。

2. 事前連絡

当館の領事出張サービス担当まで選挙登録予定者のお名前、生年月日、および電話番号を事前にお知らせください。当日、その方の在留届情報を当館より持参します。

連絡先(領事出張サービス担当)

E-mail: senkyo@dt.mofa.go.jp Phone: 313-567-0120 (内線 215)

3. 必要書類など

(1) 日本国旅券(有効なもの)の**原本**

(2) 現住所に3か月以上居住していることが確認できる書類を 1 点

例: ① 住宅賃貸契約書: 3か月以上前に契約していることが読み取れること。

② 米国運転免許証: 現住所が記載されており、発行日から3か月が経過していること。

③ 現住所記載の米国運転免許証(発行から3か月以内)と、3か月以上前に発行された公共料金請求書の組み合わせ。

なお、在留届を3か月以上前に当館へ提出済みの場合、(2)の書類は不要です。

- ※ 海外居住期間が3か月未満でも、領事出張サービスで登録申請することは可能です。その場合は、申請書を当館で一旦お預かりし、3か月の居住要件を満たした後に、手続きを進めることになります。
- (3) 当日、申請書を会場にて記入する場合は、本籍地と日本国内で最後に住民登録をしていた住所を正確に記載できるようご準備ください。(それらの情報の疎明資料を提示する必要はありません。)
- (4) 代理人申請をご希望の方は、事前連絡の際にその旨をお知らせください。追加書類をご案内します。

◇ 在留証明、署名証明：事前連絡、申請から証明書が手元に届くまでの流れ

※ 証明業務は、原則、オハイオ州とミシガン州ご在住者が対象です。それ以外の方は、当館まで事前にご相談ください。

1. 事前連絡

次の情報を当館までご連絡ください。申請書と当日ご持参いただくものなどの案内を送付します。

- (1) 申請者氏名
- (2) 申請予定の証明書の種類、形式、及びおおよその必要枚数
例：在留証明 形式1を3通 および 署名証明 形式2(単独形式)を3通
- (3) 申請書等の送付先：E-mail アドレス、または、郵送先住所
- (4) 電話番号
- (5) 申請者の生年月日
- (6) 在留届提出の有無

連絡先(領事出張サービス担当)

E-mail: senkyo@dt.mofa.go.jp Phone: 313-567-0120 (内線 215)

2. 領事出張サービス当日：申請手続き

申請書をその他の必要書類と併せて、当日ご持参ください。原則、申請者ご本人が会場へお越しください。

3. 当館による証明書の作成、および交付

領事出張サービスで受けた申請案件は、後日、当館事務所にて証明を作成し、申請者へ送付します。発送までの所要時間は、5～10業務日を目安としてください。遅配・不達等、当館外で発生した問題に対しては、当館では責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

なお、証明書を送付する際に使用する封筒は、申請者の方にご準備いただきます。(申請の際に、他の書類と併せてご提出ください。) 郵便局、DHL、FedEx、UPS など宅配会社は問いませんが、送料は、申請者の方のご負担となります。詳細は、申請書とともに e-mail にてご案内します。

< 証明書の種類 >

Ⓐ. 在留証明：在留証明には、2つの形式があります。

形式1：日本の住民票に代わる書類としての書式 → 一個人の米国での現住所のみを証明。

形式2：次の a. や b. に該当する場合などは、形式2の在留証明が適切かと思われます。

- a. 現住所に加え、米国内で過去に居住していた住所とその時期も記載されていることが必要な場合。(日本での受験の際、米国滞在が合計何年になるかを証明する必要がある場合など)
- b. 同居家族の氏名が記載されている証明が必要な場合。

B. 署名証明: 貼付形式と単独形式の 2 種類があります。

形式1 (貼付形式): 委任状、契約書、遺産分割協議書など署名を必要とする書類を会場へご持参いただき、当館職員立ち会いの場で、ご本人にご署名と捺印をいただきます。これらの書類に、後日、当館事務所にて、「この書類に署名と捺印を押したのは、〇〇△△さんご本人です。当館職員がその場に立ち会い、確認しました。」という意の証明書を貼り付け、お返しします。

形式2 (単独形式): 当館から持参する所定の書式に申請人のご署名と捺印をいただき、「この署名の筆跡と捺印は、〇〇△△さんのものです。」と証明します。

◇ 身分事項証明(英文の出生・婚姻・離婚・死亡証明書など): 証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き

[こちら](#)を参照の上、必要書類一式を当館へ E-mail、Fax、または郵便にて提出してください。

(当館ホームページ 》 手続・届出 》 届出・証明書の発給 》 身分事項に関する英文証明)

申請締切日: 2019 年 5 月 30 日(木) 当館必着

E-mail: shoumei@dt.mofa.go.jp

Fax: 313-567-0274

※ E-mail と Fax の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例: 「6 月 13 日、コロンバス会場」

郵送の場合の送付先:

Consulate General of Japan

400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243

Attn.: 英文証明係

2. 申請受付確認 (当館からの連絡)

当館で申請を受け付けた旨、確認の E-mail を申請者の方へ送信します。(郵送申請の場合は、電話連絡。)

申請書類提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り

証明書を受け取る際にご持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認(当館からの連絡)」の際にご案内します。

◇ 旅券所持証明: 証明書を受け取るまでの流れ

1. 申請手続き

[こちら](#)を参照の上、必要書類一式を当館へ E-mail、または郵便にて提出してください。

(当館ホームページ 》 手続・届出 》 届出・証明書の発給 》 旅券所持証明)

注: 申請者から送信(送付)いただく旅券と査証の写しが、当館で作成する証明の裏面に転写され、旅券所持証明の一部となります。判読し難いもの、また、旅券や査証の一部が写っていないものなど、受け取られない場合がありますので、当館 HP を必ずご確認のうえ、スキャンの際には、十分ご注意ください。

申請締切日: 2019 年 5 月 30 日(木) 当館必着

E-mail: shoumei@dt.mofa.go.jp

※ E-mail の件名欄には、受け取り予定日と会場を明記。例: 「6 月 13 日、コロナバス会場」

郵送の場合の送付先:	Consulate General of Japan 400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243 Attn.: 英文証明係
------------	---

2. 申請受付確認(当館からの連絡)

当館で申請を受け付けた旨、確認の E-mail を申請者の方へ送信します。(郵送申請の場合は、電話連絡。)

申請書提出から一週間が経過しても当館より連絡がない場合は、お問い合わせください。

3. 領事出張サービス会場での証明書の受け取り

証明書を受け取る際にご持参いただくものは、上の「2. 申請受付確認(当館からの連絡)」の際にご案内します。

【注意】旅券所持証明を受け取ることができるのは、次の方々のみです。

- a. 申請人ご本人(=新生児も含め、旅券名義人を指します。)
- b. 代理人(代理人になれるのは、ご家族のみ。)

領事出張サービスに関するご質問、ご相談等は、在デトロイト日本国総領事館へお問い合わせください。

領事出張サービス担当 電話番号: 313-567-0120 内線 215

当館ホームページ内、領事出張サービスに関するページは[こちら](#)。

(当館ホームページ 》 手続・届出 》 領事出張サービス)

以上

旅券発給申請書 請求票

(申請書を入手する際に、この用紙と返信用封筒を当館へご送付ください。)

(ダウンロード申請書をご利用の方は不要です)

入手希望 申請書	該当する項目にチェックしてください。 ☐ 10年用旅券申請書 (枚) ☐ 5年用旅券申請書 (枚) 注：20歳未満の申請者は、5年用のみ申請可能。 ☐ 記載事項変更旅券申請書 (枚)
氏名 (ふりがな) (申請予定者 全員)	
住所	
E-mail	
電話番号	
新旅券の 受け取り場所	該当する項目にチェックしてください。 ☐ 在デトロイト総領事館 窓口 ☐ 2019年6月13日 コロンバス領事出張サービス

資料請求先住所: Consulate General of Japan
400 Renaissance Center, Suite 1600, Detroit, MI 48243
Attn.: 領事出張サービス係

領事出張サービス参加申込書

1. 申請者氏名を日本語で記入してください。(複数の場合は、申請者全員の氏名をコンマで仕切りご記入ください。)

申請者氏名: _____

2. 日中の連絡先 (申請者が複数の場合は代表者について、日中必ず連絡のつく番号をご記入ください。)

電話 : (_____) _____ — _____

E-mail : _____ @ _____

3. ご希望の出張サービスをご指定ください。

(同封の出張サービス実施予定表を参照し、実施地域と実施日を記入してください。また、最新の日程は当館ホームページにてご確認ください。)

実施地域 : _____

実施日 : 2019 年 _____ 月 _____ 日 (受付締切日: _____ 月 _____ 日当館必着)

4. 郵送による旅券仮申請を行う際の留意点

- (1) 今回の郵送による申請はあくまでも「仮申請」であり、領事出張サービス当日が「正申請」となります。
- (2) 領事出張サービス当日に旅券を受け取らなかった場合には、「仮申請」は申請を自ら取り下げ(辞退)したものと処理されます。
- (3) 再申請の際には、原則として申請書および必要書類は、改めて再提出することになります。

以上3点の内容に同意した上で、郵送により新旅券を仮申請します。

申請者(複数の場合は代表者) 署名 (戸籍上に記載されている日本語名)

(署名) _____

(裏面もご記入ください)

5. 以下の(1)、(2)の項目に該当する方はご回答ください。

(1)申請者が20歳未満の未成年の場合

父母の双方が親権を有する場合には、親権者の同意が必要となります。申請者の両親権者はお子様の旅券申請に同意されていますか？

☐はい ☐いいえ

同意している場合は、旅券発給申請書の裏面にある法定代理人署名欄へ父母双方が署名を
してください。

双方の署名が記入できない場合には、法定代理人署名欄に父、母のどちらかが署名を行い、その横に以下をご記入ください。

「私は、他方の親権者〇〇〇〇の同意を確認しました」

※ **申請書裏面の申請者の自署欄、法定代理人の署名欄は戸籍上のお名前をご記入ください。署名欄の不備がよくみられますので、必ず記入例をご確認の上、ご記入ください。**

(2)旅券の有効期限が1年以上残っているが、例外的に更新手続きを行う方

通常、旅券の更新申請は残存期間が1年未満になってから可能ですが、旅券の記載事項(氏名や本籍の都道府県名)に変更が生じた方は速やかに更新手続きを行うよう旅券法で定められています。

なお、現有旅券の残りの有効期間を新旅券の有効期限に加算することはできません。

戸籍に記載されていることに変更が生じているため、以下により申請します。

(どちらかにチェックをつけてください)

- ☐ 記載事項変更旅券を希望する
☐ 5年用または10年用の新規旅券を希望する

※ 記載事項変更旅券とは、現有旅券と有効期間満了日が同一となるパスポートを新しく発行するものです。5年用または10年用の新規旅券とは手数料が異なります。詳しくは当館へお問合せください。TEL 313-567-0120 内線 216 (旅券係)

